

有限会社 猫の手
倫理規程

第1条 有限会社猫の手（以下会社とする）社員（以下社員とする）は、関係法令を遵法し、社会倫理に適合し、利用者の居宅における安全かつ快適な生活の確保の為に最大限の努力を払わなければならない。

第2条 社員は、利用者に対して、そのサービスの適正さ、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としてサービスを公平かつ適法な方法で誠実に提供しなければならない。

第3条 社員は、ケアマネージャー・ホームヘルパー・ガイドヘルパーとして常に専門知識、技能、能力の向上に努めなければならない。

第4条 社員は、社員である期間はもちろんのこと社員でなくなっても、業務上知り得た利用者の個人情報・プライバシーを守り、これを第三者に漏らしたり、目的外に利用してはならない。

第5条 社員は、会社もしくは他の社員の信用を傷つけ、または会社もしくは他の社員の不名誉となるような行為をしてはならない。

第6条 会社及び社員は、資格・認可が必要とされる業務については、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる業務を行ってはならない。

第7条 社員は、本規程その他の協会の規程・規則を誠実に遵守し、地域の福祉の向上と利用者の安全かつ快適な生活、社業の発展及び他の社員との協調に努めなければならない。